

駐車監視員活動ガイドライン

令和2年4月1日施行

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

◎ 最重点路線

路線（区間）	重点時間帯
市道（芸大通り）（取手駅東口～東6交差点）	8時～2時

◎ 重点路線

路線（区間）	重点時間帯
国道294号線（北園交差点～白山7交差点）	8時～2時
常総ふれあい道路（野目里塚交差点～取手駅西入口交差点）	

重点地域

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
取手駅周辺（取手2～3丁目）	8時～2時

◎ 重点地域

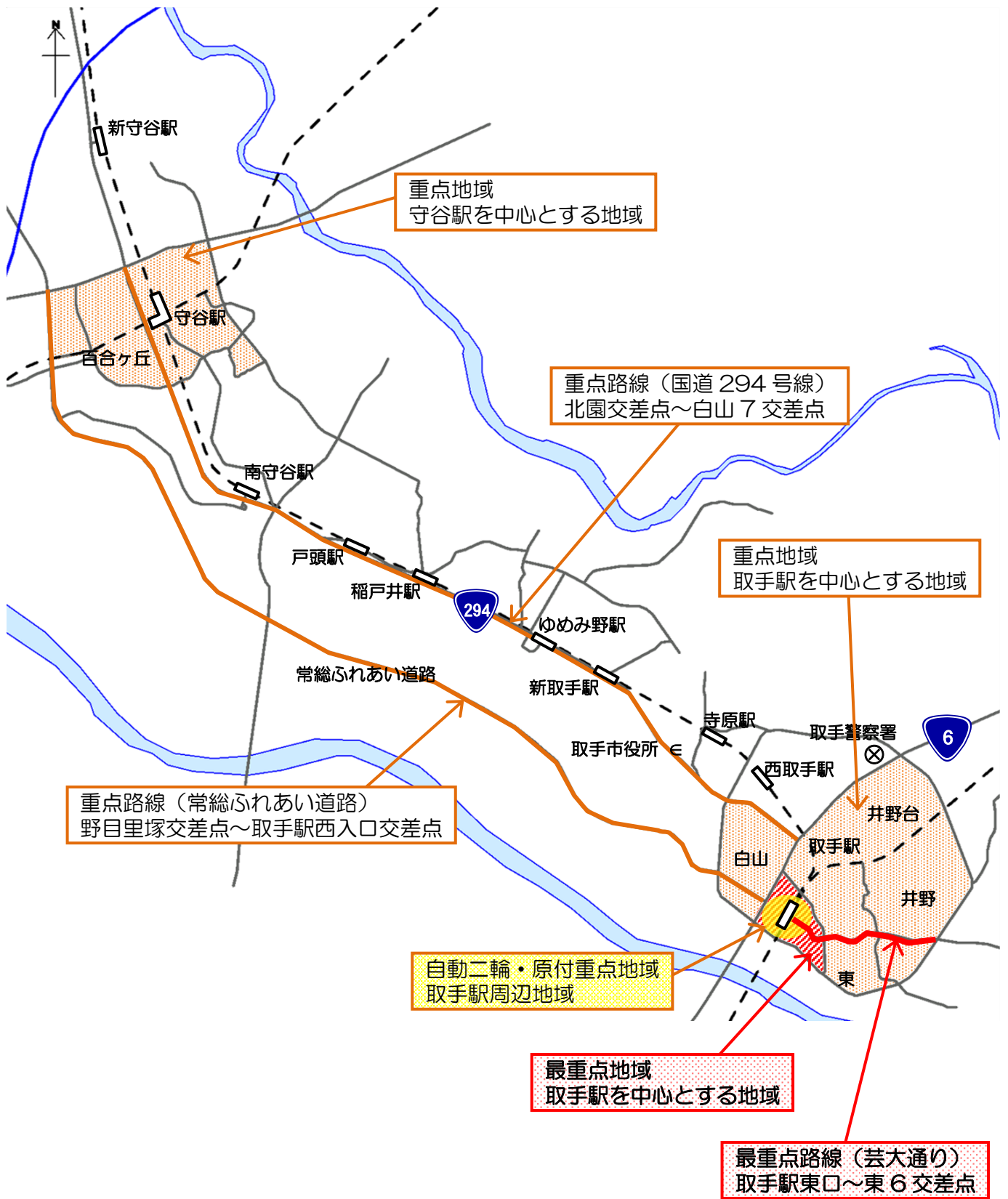
地域	重点時間帯
取手駅を中心とする白山1～3及び6丁目、新町1丁目の一部及び2～4丁目、中央町、取手2～3丁目、井野台1～2丁目、桑原の一部、井野の一部、井野1～3丁目、井野団地、青柳1丁目、東2及び4～6丁目、台宿1～2丁目及びその周辺地域	8時～2時
守谷駅を中心とする百合ヶ丘2～3丁目の一部、大柏の一部、中央1～4丁目、ひがし野1丁目の一部及び3～4丁目の一部、松並の一部、本町の一部及びその周辺地域	

◎ 自動二輪・原付重点地域

地域	重点時間帯
取手駅周辺	8時～2時

茨城県取手警察署

駐車監視員活動エリア地図



茨城県取手警察署

駐車監視員活動ガイドライン確認標章取付状況

令和元年中、駐車監視員、警察官及び交通巡視員がガイドラインに基づいて行った確認標章の取付け状況です。

